

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた 税制上の措置について



2022年8月

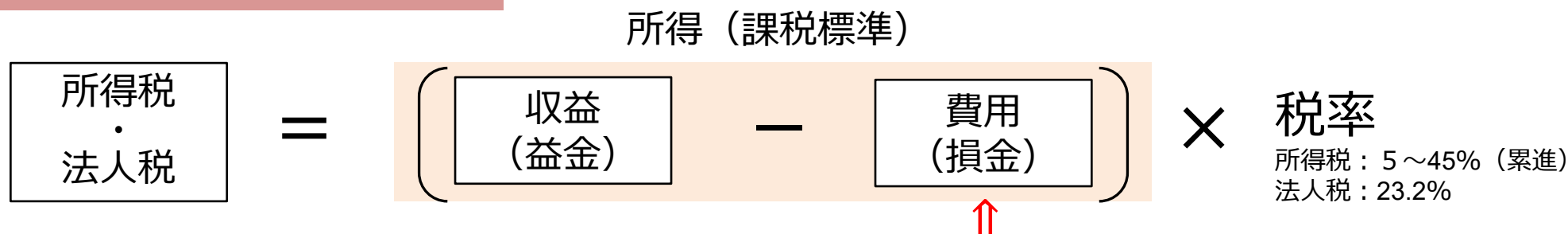
農林水産省

租税特別措置について



- 特定の者の税負担を軽減する等により産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段。
- 税の「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外となり、「合理性」「有効性」「相当性」が求められる。
- 租税特別措置法による特例措置の一つに特別償却・割増償却があり、事業者の課税所得を抑えて税額を減らすことにより、事業者のキャッシュフローを改善。

I 税額計算の仕組み



II 国税（所得税・法人税）の概要

○ 所得税

所得税は、個人の所得に対して課税される税で、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算する。所得税の税率は超過累進税率となっており、所得が多くなるに従って段階的に高くなる。

○ 法人税

法人税は、法人の各事業年度の所得に対して課税される税で、法人の形態ごとに課税対象となる所得、税率等が定められている。所得税のような所得の区分は設けられておらず、特別に定めるものを除き、法人の得た利益は全て法人の所得として一律に扱われる。

→ この費用（損金）をいかに計上するかがポイント

税務上の取扱い

所得税法・法人税法では

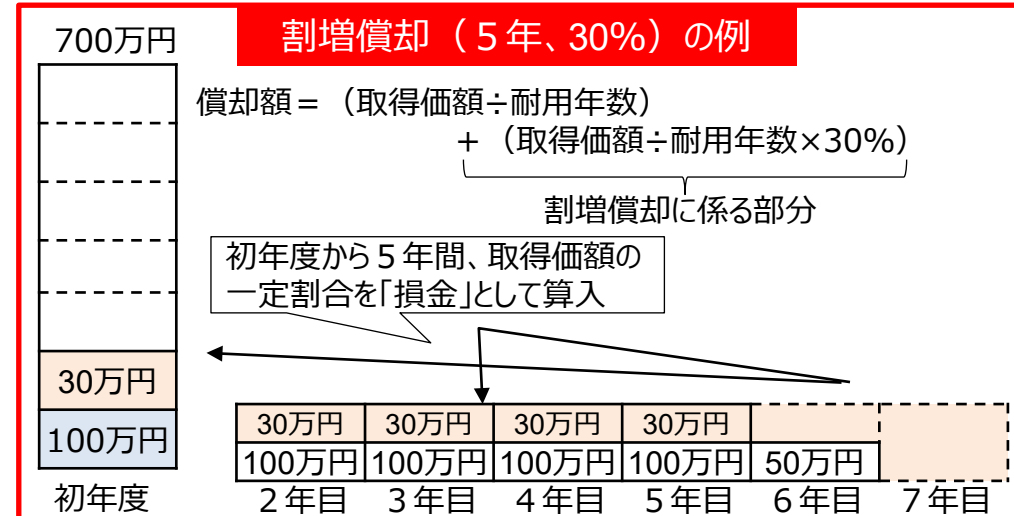
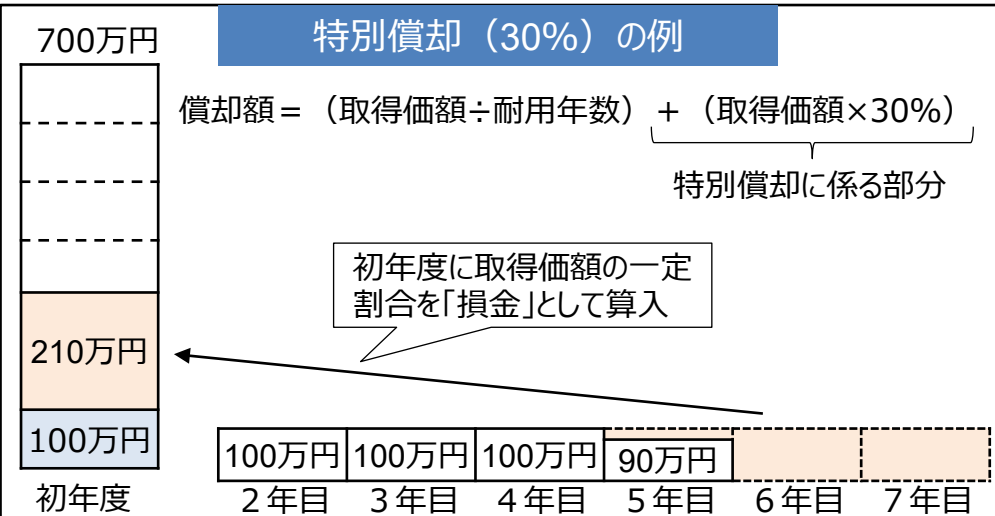
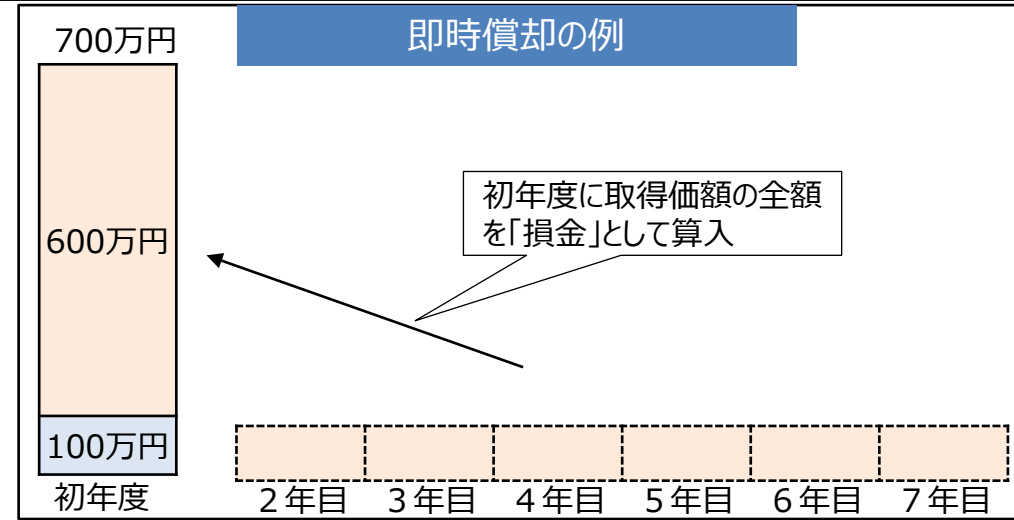
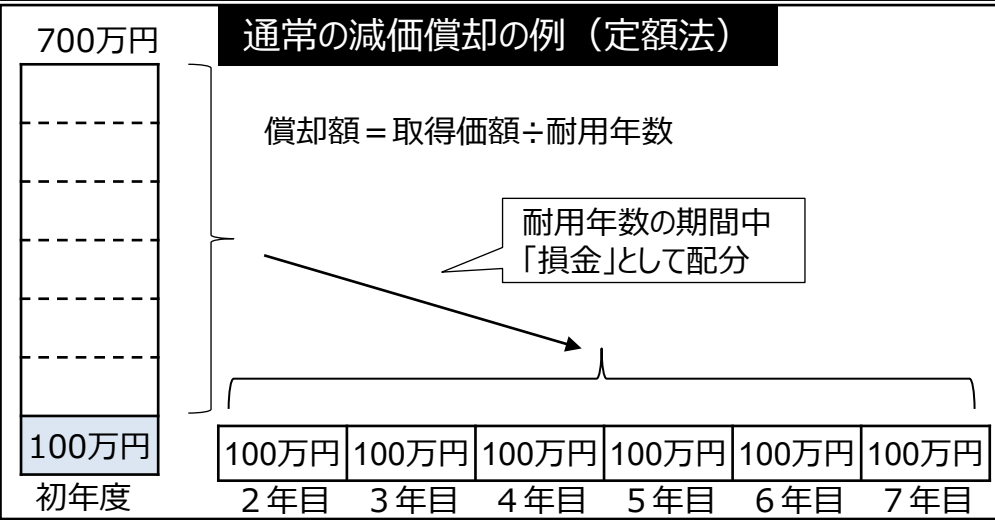
- 減価償却資産は、耐用年数により毎年定額・定率により償却（損金処理）しなければならない（普通償却）

租税特別措置法では

- 減価償却資産の特別償却（普通償却に加え、特別に減価償却を損金計上）

減価償却制度について

- 減価償却制度とは、機械及び装置等の減価償却資産の取得価額をその使用される年数（耐用年数）にわたって税務上「**損金**」（会計上は費用）として算入する制度のこと。
- このうち、即時償却、特別償却、**割増償却**とは、通常の減価償却額に、一定額を上乗せした償却を税務上認める制度のこと。（耐用年数期間全体の納税額は変わらない。）



(注) 上記図解は、すべて「定額法」により説明していますが、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品等は「定率法」も選択可。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置 (租税特別措置法にて別途措置)

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 輸出促進法の改正を前提に、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

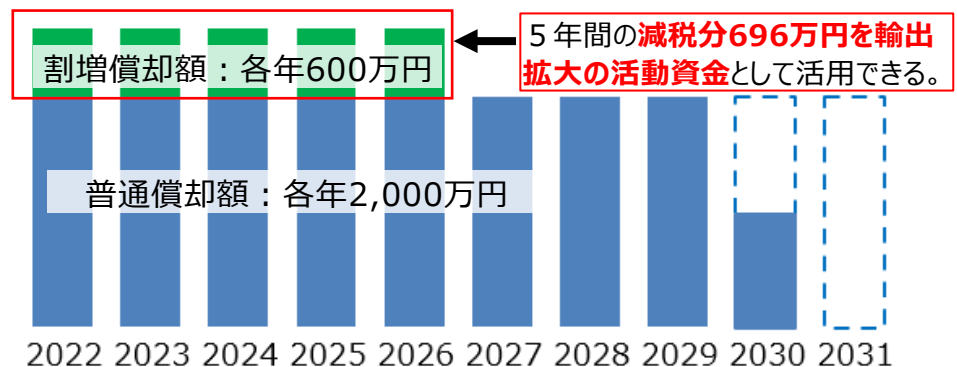
- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額 (2,000万円) × 割増償却率 (30%) = 600万円
 ※2 割増償却額 (600万円) × 法人税率 (23.2%) ≒ 139万円

特例の適用イメージ



輸出税制の適用を受けるための判断チャート表（4つのポイント）

スタート

ゴール

ポイント①
取得する施設は「機械装置」「建物」「建物附属設備」「構築物」だ。

YES



ポイント②
「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」や「農産物等輸出拡大施設整備事業」の補助金は受けない。

YES



ポイント③-1
【非食品を扱う施設の場合】
そのままYESに進む。

YES



ポイント③-2
【食品を扱う施設の場合】
施設整備の目的は、輸出先国・地域の規制に対応するためではなく、取引先のニーズ（増産要請等）に対応するためである。（注）

YES



ポイント④
供用を開始した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上となっている。

YES



割増償却の適用

NO



取得する施設が「車両」「運搬具」「船舶」「工具」「器具」「備品」などの場合、輸出税制は適用されません。

NO



上記補助金を受けて施設を整備する場合、輸出税制は適用されません。
なお、上記以外の補助金であれば輸出税制との併用が可能です。



NO



輸出税制は適用されません。

NO



輸出税制は適用されません。
なお、年度ごとに適否を判断しますので、毎年度連続でクリアできなくても、クリアした年度だけ適用することは可能です。



輸出事業計画認定時の要件

施設の取得

供用開始後の要件

（注）①輸出促進法第17条に基づき輸出先国・地域の政府機関（中国、シンガポール等）から適合施設の認定を受けるための対応、対米HACCPや対EU-HACCPへの対応などは規制対応となり、本税制の対象になりません。

②一方、①の施設内においても、取引先からの増産要請等に対応するため、新たに機械装置を整備してラインに組み込む場合などはニーズ対応となり、本税制の対象になります。

税制の対象となり得る施設整備の例①



○ 水産加工施設

1 整備を行う趣旨

- 冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
- 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。

2 整備内容

- 自動計量・包装・梱包設備 等



○ 加工食品製造施設

1 整備を行う趣旨

- 高まる海外需要に応えるため、グルテンフリー・ノンミート餃子を製造。
- 専用工場化のため製造ラインを整備。

2 整備内容

- 餃子製造用機械
- トレー詰め機 等



○ 木材加工施設

1 整備を行う趣旨

- 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。

2 整備内容

- 製材設備
- 板引き設備 等



税制の対象となり得る施設整備の例②

○ 物流拠点施設

1 整備を行う趣旨

- リーファーコンテナに常温の外気が入ると結露が発生し、農産物等に影響。
- バンニング時の機密性を保持し、コールドチェーンを確保するため、ドックシェルターを整備。

2 整備内容

- ドックシェルター
(既存の冷蔵・冷凍倉庫を活用)



○ 青果集出荷施設

1 整備を行う趣旨

- 長期間の輸送・保管に耐えるため、高度な鮮度保持処理を行う施設を整備。
- また、海外の求める規格に適合したものを選別。

2 整備内容

- 予冷・貯蔵倉庫



○ 酒類製造施設

1 整備を行う趣旨

- 代理店を通していない当社の商品が劣悪な環境で流通し、現地で競合。ブランドを毀損。
- トレーサビリティのため商品毎にQRコードを印字。

2 整備内容

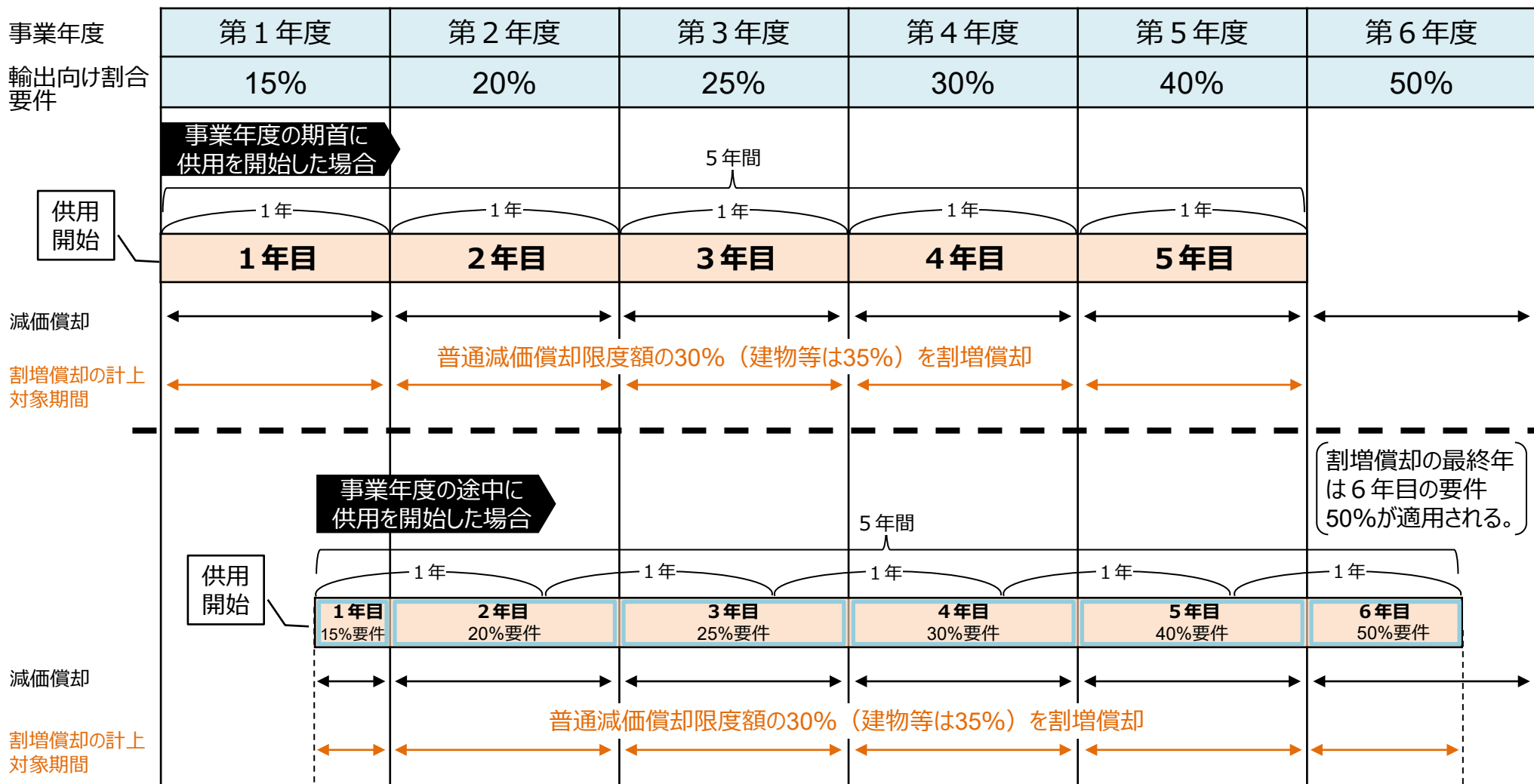
- レーザー印字装置、
- トレーサビリティシステム 等



QRコードをレーザー印字した王冠

輸出拡大税制の割増償却の適用期間について

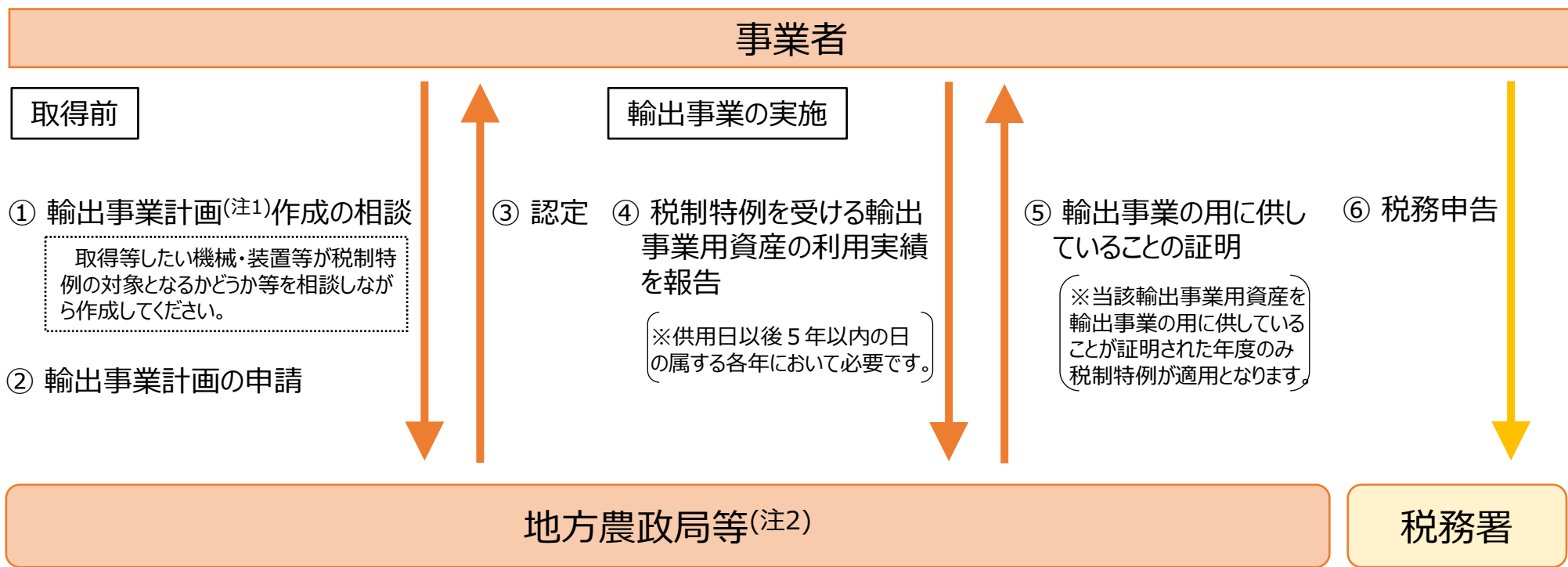
- 施設・設備の供用開始から5年間割増償却が適用できるため、事業年度の途中に供用開始した場合は、割増償却の最終年が6年目の事業年度に入りこむこととなる。
- 割増償却の適用には、輸出向けの割合が年度毎に定める一定の割合以上であることが要件。



輸出事業用資産の割増償却を受けるための手続きについて

- 税制特例を受けるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 輸出事業に必要な機械・装置、建物等を取得等したい場合には、各種補助金の利用等も含めて、地方農政局等に前広にご相談ください。
- また、税制特例の適用については、取得等した機械・装置、建物等を輸出事業の用に供しているか、毎年度（供用日から5年間）、地方農政局等の証明を受ける必要があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画の相談・申請、実績の報告等は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に行ってください。

輸出事業計画における税制特例の適用等の確認について

輸出拡大税制の適用を受けることができるようにするため、輸出事業計画の認定規程について所要の改正を行う。

<改正輸出促進法（抜粋）>

第37条（略）

2（略）

3 輸出事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、輸出事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
- 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その他農林水産省令で定める事項

<その他>

- 輸出事業計画で、輸出を目的とする補助事業との重複を排除できる必要。
- 輸出事業計画で、税制特例の適用を受ける旨の記載が必要。

○ 輸出事業計画の認定規程（農林水産大臣決定） 様式イメージ

○ 資金計画（共通様式）

様式1（別紙） 7 資金計画

7 資金計画

（単位：千円）

年度	事業内容	事業費 （必要な 資金の 額）	内訳		備考
			設備資金（調達 方法・金額）	運転資金（調達 方法・金額）	

備考欄に「輸出税制
（割増償却）」と記入

輸出事業計画の様式イメージ（税制関係）

○ 輸出事業用資産の種類等（税制特例の利用を想定している設備等がある場合の様式）

様式 1 - 1 輸出事業の用に供する施設の整備の内容

様式 1 - 1

輸出事業の用に供する施設の整備の内容

(注) 輸出事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。
 (農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設については必ず記載すること。)

1 施設の整備の内容

番号	取得予定年月	適用を受けようとする特例措置	新設等	施設の種類	施設の名称/規模・能力等
①					
②					
③					

番号	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積
			登記簿	現況	
①					
②					
③					

2 施設を整備する者の概要

番号	氏名	住所
①	氏名:	
	住所:	
②	氏名:	
	住所:	
③	氏名:	
	住所:	

(注) 1 「適用を受けようとする特例措置」には、農地、税制（併用する場合は両方）を記載すること。
 2 「新設等」には、新設、改修、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の種類」には、農地法および租税特別措置法の特例措置の適用を受けようとする施設について、建物、建物附属設備、構築物、機械装置の別を記載すること。
 4 「規模・能力等」には、建物であれば建築面積、機械装置については台数等を記載すること。
 5 「1 施設の整備の内容」と「2 施設を整備する者の概要」はそれぞれの「番号」が対応するように記載すること。
 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「本店又は主たる事務所の所在地」を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。
 施設の規模及び構造を明らかにした図面

様式 1 - 4 租税特別措置法の特例（割増償却関係）

様式 1 - 4 租税特別措置法の特例（所得税又は法人税の割増償却関係）

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 28 号）第 13 条の 2 第 1 項若しくは第 46 条の 2 第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 10 条の規定による改正前の租税特別措置法第 46 条の 2 第 1 項若しくは第 68 条の 34 第 1 項の規定により、輸出事業用資産の取得等をして、所得税又は法人税の割増償却をしようとする場合に添付すること。

1. 輸出事業用資産の内容

	供用予定年月日	施設の種類	施設の名称/規模・能力等	所在地	税制措置内容
1					30%・35%
2					30%・35%
3					30%・35%

※施設の名称ごとに記載し、同一施設で複数の施設の種類の別を記載すること。
 ※「施設の種類」には、機械装置、建物、建物附属設備、構築物の別を記載すること。

2. 供用予定年月日ごと、施設の種類の別ごとの計画

供用予定年月日	施設の種類の別	単価(千円)	数量	金額(千円)
	機械装置			
	建物			
	建物附属設備			
	構築物			
合計				

3. 補助事業に関する確認内容

確認事項	確認欄	
上記施設は「食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業」の対象に該当しますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
上記施設は「農産物等輸出拡大施設整備事業」補助金の交付を受けますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

※食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業（農水省 HP）

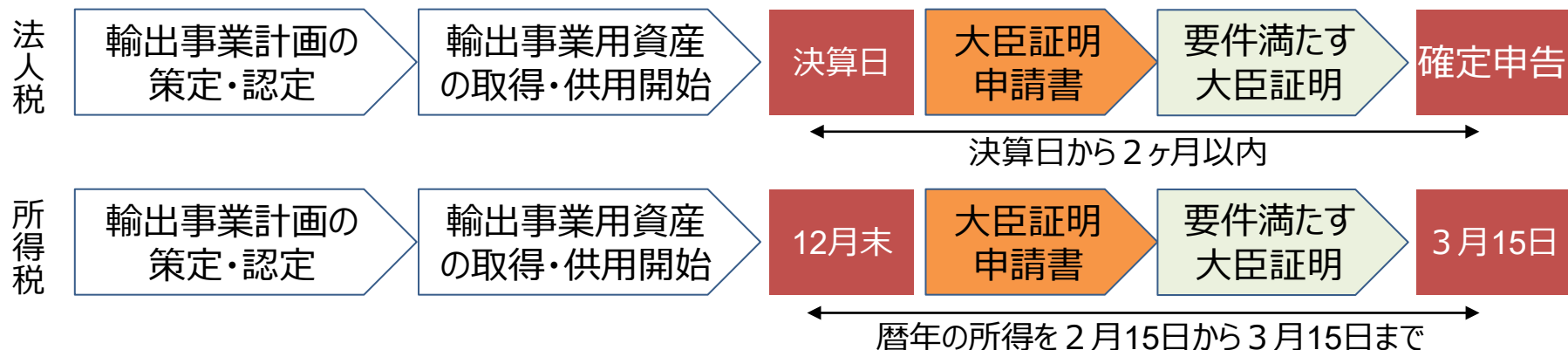
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

(注) 税制特例措置を受けるためには、導入した輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき、後日農林水産大臣の証明を受ける必要があります。

確定申告に向けた証明書の取得について

- 税制特例の適用を受けるには、
 - ・ 輸出事業計画に税制特例の適用を受ける旨の記載があること。
 - ・ 要件①「導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること」、要件②「HACCPハード事業の対象でないこと」、要件③「輸出強農の補助金を受けないこと」を満たす必要があり、所得税・法人税の確定申告書に向けて農林水産省から証明書を発行してもらい取得する必要。
- 法人税は決算日から2ヶ月以内。所得税は年分の所得を2月15日から3月15日までに確定申告する必要。
- このため、迅速な事務処理の観点から農林水産省による証明書は地方農政局等が発行。

事業者の確定申告



地方農政局等において農林水産大臣名の証明書が発行できるよう、農林水産省行政文書決裁規則（運用通知）を改正予定。

事業者様へのお願い

- 証明書発行に向けては日数に十分余裕を持った申請をお願いいたします。

輸出事業用資産の一定を輸出事業の用に供していることの証明

農林水産省令に税制特例を受ける証明書発行のための様式を規定。

申請書

< (申請書) イメージ >

輸出事業用資産の証明申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
名称及び代表者の氏名
(個人の場合は氏名)

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第7条第2項の規定に基づき、同条第1項の証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

製造ライン単位にまとめずに、設備毎に輸出割合を算出

記

輸出事業用資産の種類 (当該資産の名称)	供用年月日	証明を受け たい期間	(A)輸出事業用資産により生 産し、製造し、加工し又は流 通した農林水産物又は食品 の金額 (又は数量)		(C)輸出割合 (B÷A)
				(B)うち輸出 向けの金額 (又は数 量)	
機械装置 (〇〇機械)	R4.11.1	R5.4.1~R6.3.31	100千円	35千円	35 %
建物 (〇〇工場)	R5.5.20	R5.5.20~R6.3.31	1,000千円	220千円	22 %

事業年度の開始の日： 年 月 日 (個人の場合不要)

事業年度の終了の日： 年 月 日 (個人の場合不要)

(注) 輸出事業用資産ごとに上記の内容が確認できる内訳表等を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

証明書

< (証明書) イメージ >

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する
法律施行規則第8条第1項の証明通知書

年 月 日

(申請者) 殿

農林水産大臣 ○○ ○○

年 月 日付けで証明申請のあった農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第7条第1項の証明の申請については、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり証明します。

記

輸出事業用資産の種類 (当該資産の名称)	供用年月日	年目	輸出割合要件	輸出事業用資産 の輸出割合
機械装置 (〇〇機械)	R4.11.1	2	20%以上	35%
建物 (〇〇工場)	R5.5.20	1	15%以上	22%

事業年度の開始の日： 年 月 日 (個人の場合不要)

事業年度の終了の日： 年 月 日 (個人の場合不要)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(参考) 輸出事業に供する割合の把握について

- 輸出拡大税制の適用要件である「輸出事業に供する割合」については、以下により把握。
- 生産者、食品製造業者、食品流通業者（卸・小売）、地域商社については、自ら作成する送り状（インボイス）や売上伝票等から輸出額を把握。また、金額での把握が困難な場合は、業務管理台帳（日々の作業工程管理、商品コード、ラベリングの実績等）から輸出量を把握。
- なお、倉庫業者や国際貨物の取扱業者（海運貨物取扱業者、フォワーダー）が輸出事業計画の認定を受けて輸出事業用の設備等を取得するケースも考えられるが、その場合は、輸出者が作成する送り状（インボイス）やパッキングリストから、取り扱う貨物の金額や量を把握。

業種	把握方法
<p>生産者</p> <p>食品製造業者</p> <p>食品流通業者 (卸・小売)</p> <p>地域商社</p>	<p>○ 売買や通関に必要な作成書類で把握</p> <p>〔例：通関手続きに必要な送り状（インボイス）、売上げ伝票等〕</p> <p>○ 日々の作業工程管理で把握</p> <p>〔例：商品コード、ラベリングの実績、管理台帳、業務日誌等〕</p>
<p>倉庫業者</p> <p>国際貨物の取扱業者 (海運貨物取扱業者、フォワーダー)</p>	<p>○ 輸出者から受け取る書類で把握</p> <p>〔例：通関手続きに必要な送り状（インボイス）、パッキングリスト等入手〕</p>

※ここで言う倉庫業者、国際貨物の取扱業者とは、荷役・通関等の業務を通して、農林水産物・食品の輸出の拡大に主体的に取り組む一部の事業者